

居宅介護支援重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

管理者 伊藤さとみ

電話 (052) 304-8135 FAX (052) 304-8136 (8時30分～17時30分)

2 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランスマイル
所在地	愛知県名古屋市港区正保町7丁目81番地リシェール正保101
介護保険指定番号	居宅介護支援 2371102944
サービスを提供する地域	港区 中川区 熱田区

(2) 同事業所の職員体制

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	本事業所の介護支援専門員、その他の従業員の管理、指導命令等を行う。	常勤1名 (兼務)
介護支援専門員	1名以上	要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう、種類、内容等の計画を作成するとともに事業者との連絡調整を行う。	常勤1名以上

(3) 営業時間

月曜日～金曜日	8時30分～17時30分 (ただし祝祭日、12月30日から1月3日までを除く)
---------	--

3 事業の目的および運営の方針

(1) 事業の目的

要介護者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的としています。

(2) 運営の方針

- ① 利用者が要介護状態になった場合においても可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。

② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう下記の事項を配慮し、公正中立に行います。

(ア) 事業者は利用者に対して居宅サービスを紹介する際に、複数の事業所を紹介し
ます。

(イ) 利用者は介護支援専門員が居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者
等の選定理由について説明を求めることが可能です。

(ウ) 事業者は利用者またはその家族に対して、事業所で作成された前 6 月間の居宅
サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介
護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の利用状況の求めがあった場合は、
説明を行います。

③ 事業計画及び財務内容については、閲覧を求めることができます。

4 居宅介護支援の内容

(1) 居宅介護支援の内容
① 利用者様の状態把握・課題分析
② 居宅サービス事業者との連絡調整（サービス担当者会議の開催等）
③ 居宅サービス計画書を作成、利用者様に説明・同意・交付
④ サービス実施状況の把握・評価
⑤ 利用者様の状況把握（訪問は一月に一回以上）
⑥ 給付管理
⑦ 要介護認定に係る申請に対する協力、申請代行
⑧ 要介護認定調（委託）

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業所等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用書の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネージャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境などについては、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

5 利用料金

(1) 利用料

1 単位につき11.05円

サービス内容		サービス利用料金	自己負担
居宅介護支援費 (I)	要介護 1・2	1,086 単位/月	0 円
	要介護 3・4・5	1,411 単位/月	
初回加算		300 単位/回	
入院時情報連携加算 (I) (入院日当日に情報提供)		250 単位/月	
入院時情報連携加算 (II) (入院後 3 日以内に情報提供)		200 単位/月	
退院・退所加算	(カンファレンス有 1 回目)	600 単位/回	
	(カンファレンス有 2 回目)	750 単位/回	
	(カンファレンス有 3 回目)	900 単位/回	
	(カンファレンス無 1 回目)	450 単位/回	
	(カンファレンス無 2 回目)	600 単位/回	
通院時情報連携加算		50 単位/月	
ターミナルケアマネジメント加算		400 単位/月	

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。なお、自動車を使用した場合の交通費は、下記のとおりとします。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね4キロメートル未満 300円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道おおむね4キロメートル以上 600円

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の方のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。
- ② 当事業所のご都合でサービスを終了する場合
事業の廃止などやむを得ない事情がある場合は、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ・ 利用者の方がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・利用者の方やご家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。
- ・利用者の要介護認定区分が要支援 1、要支援 2 となった場合は、「予防給付」となりますので、当事業所での居宅サービス計画が作成できません。その場合は、各市町村に設置されている地域包括支援センターに引き継ぐ事になります。

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに介護支援専門員にお知らせください。
- ・契約期間中に入院された場合は、入院先である医療機関に担当の介護支援専門員名を伝えるとともに、居宅介護支援事業所に速やかにご連絡ください。必要に応じ、医療機関に在宅での情報を提供させていただきます。

7 虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- ③ 虐待防止の為の指針の整備をします。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ⑤ 虐待防止の為の研修会を定期的実施します。

8 身体拘束に関する事項

- ① 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- ② 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

9 ハラスメント対策

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。
- ④ 事業所は指針の整備、研修の実施、担当者を置く等の措置を講じます。

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。

10 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談ください。

1 1 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または家族からの掲示を求められた時は、いつでも身分を掲示します。

1 2 プライバシーの保護

- (1) 当事業者はサービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 当事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を用いません。
- (3) 当事業所は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

1 3 業務継続計画の策定等

- (1) 防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定をします。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に開催します。
- (3) 感染症及び災害が発生した場合において迅速に行動できる様訓練を実施します。

1 4 サービス提供に関する相談、苦情について

利用者及び家族からの相談及び苦情を受け付ける窓口を下記のように設置します

事業所の窓口	所在地：名古屋市港区正保町7丁目81番地リシェール正保101 電話番号：052-304-8135 受付時間：9：00～17：00
名古屋市役所介護保険係	所在地：名古屋市東桜1丁目14番11号 (名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課東桜分室) 電話番号：052-959-3087 受付時間：8：45～17：15
愛知県国民保険団体連合会	所在地：名古屋市東区泉1丁目6番5号 (国保会館 介護福祉部 苦情調査係) 電話番号：052-971-4165 受付時間：9：00～17：00